

(案)

第4次
春日井市子ども読書活動推進計画
(令和8・9年度)

春 日 井 市

目 次

第1章	計画の延長にあたって	1
1	計画延長の背景と趣旨	1
2	計画の対象	1
3	計画期間	2
4	計画延長の内容	2
第2章	目指す目標値の見直し	3
第3章	第4次計画の基本方針	5
1	基本理念	5
2	基本目標	6
3	施策の体系	7
第4章	子ども読書活動推進のための施策	9
基本目標I		9
1	家庭における読書活動の推進	9
2	地域における読書活動の推進	9
3	学校等における読書活動の推進	9
4	市図書館における読書活動の推進	10
基本目標II		11
5	市図書館・図書室の整備・充実	11
6	学校図書館の整備・充実	12
7	家庭、地域、学校等相互及び市図書館等の連携	12
第5章	計画の推進	14
1	関係機関・団体との連携・協働による推進	14
2	計画の実施状況の点検・評価	15

第1章 計画の延長にあたって

1 計画延長の背景と趣旨

子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、思いやりのある豊かな心をはぐくむなど、生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものです。しかし、子どもたちの生活環境も変化、多様化し、読書時間が減少していく傾向にあることから、国は子どもの読書活動に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、読書を通じて子どもの健やかな成長に資することを目的に、「子どもの読書活動の推進に関する法律」を平成13年に制定しました。同法第9条第2項で、市町村は子ども読書活動推進計画を策定するよう努めなければならないことと規定され、国や愛知県においても計画が策定されています。

本市においては、平成18年3月に「春日井市子ども読書活動推進計画」、平成23年3月に「第2次計画」、平成28年3月に「第3次計画」、令和3年3月に「第4次計画」を策定し、読書活動に関する取組を進めてきました。

しかし、国が令和4年12月に「教育基本法第17条第2項に定める教育振興基本計画等の中の、子どもの読書活動の推進に関する部分が推進計画に該当すると地方公共団体の長が判断した場合には、当該部分をもって推進計画に代えることができる」と示したことから、愛知県は令和元年度から5年間の計画期間として策定した「愛知県子供読書活動推進計画(第四次)」を、計画終了から2年間延長し、延長期間終了後は他計画に統合すると決定しています。

本市においても、子どもの読書活動に関する施策を生涯学習や文化振興等と連携して実施することで、より効果的に子どもから高齢者まで生涯にわたる読書活動を支援するため、次期計画の策定を延期し、計画期間終了後は本市のいきがいづくりの方向性を示す計画へ統合することを調整していきます。

2 計画の対象

18歳以下を対象とします。

3 計画期間

現計画の計画期間を2年間延長し、令和9年度までとします。



4 計画延長の内容

(1) 基本理念及び基本目標

第4次計画で掲げた項目について、実施状況に大きな変化がないため引き続き推進します。

(2) 施策及び具体的な取組

第4次計画で定めた施策及び具体的な取組を、引き続き実施します。

なお、第4次計画に記載した新規取組に係る事業は計画期間内に実施できており、これらも引き続き取り組みます。

第2章 目指す目標値の見直し

基本目標Ⅰ 家庭・地域・学校・市図書館における読書活動の推進

目標の達成状況・目標値

項目	内訳	当初値		目標値	実績値	目標値
不読率 -①※1		令和2年度		令和7年度	令和7年度	令和9年度
		5月	9月			
	小学生	12.3%	11.3%	3.0%	—	3.0%
	中学生	3.9%	3.9%	3.0%	—	3.0%
児童書及び絵本の 貸出冊数 -②	高校生	45.4%	67.7%	40.0%	—	40.0%
	令和元年度		令和7年度	令和6年度	令和9年度	
	574,493冊		630,000冊	621,130冊	650,000冊	

① 当初値は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策による臨時休校中の5月と、通常の学校生活に戻った9月を対象に調査を実施しました。この結果から、学校生活の有無に関係なく、不読率は小学生及び中学生では変化がなく、高校生では9月は大幅な増加となりました。

令和7年度は調査を実施しませんでしたが、愛知県が計画改定時に実施した令和4年度の調査では、平成29年度の計画策定時よりも不読率がいずれの年代でも高くなっています。本市においても状況が変わらないと予測されることから目標値を据え置きます。

② 令和元年度から令和3年度までは、新型コロナウイルス感染拡大防止対策による臨時休館等により貸出数が伸びませんでしたが、令和3年度は542,422冊、令和4年度は649,914冊、令和5年度は649,171冊の貸出があり、目標値を越えました。

なお、令和6年度は春日井市図書館の施設工事に伴う休館、鷹来公民館図書室の閉室により前年度の実績を下回りましたが、1日の平均貸出数等から予測すると、約641,000冊の貸出があったと推計されることから目標値を見直します。

基本目標Ⅱ 市図書館などの読書環境の整備・充実

目標の達成状況・目標値

項目	現状値 令和元年度	目標値 令和7年度	実績値 令和6年度	目標値 令和9年度
読み継がれる絵本コーナー 図書資料貸出数 ①	0冊	2,400冊	6,583冊	7,500冊
調べ学習に関する支援 ②	14件	20件	16件	20件

① 令和2年度からコーナーを開設しています。令和3年度は5,553冊、令和4年度は7,361冊、令和5年度は7,097冊の貸出があり、以降目標値を大幅に越えてています。

令和7年度に絵本のリストを見直し、より多くの貸出につながるよう事業を進めます。

② 令和3年度は6件、令和4年度は7件、令和5年度は11件であり、全ての年度において目標値を越えていないことから、目標値を据え置きます。

※1 1か月の間に1冊も本を読まなかつた子どもの割合

第3章 第4次計画の基本方針

1 基本理念

乳幼児期に本を読んでもらった経験や、小中高校生時代に培った読書習慣は、その後の人生においての読書活動の継続につながり、やがて子育て世代になったときに子どもへの読み聞かせにつながるなど、人生を豊かなものにするのはもちろんのこと、読書からはぐくまれる豊かさを次の世代が受け継いでいく上で、非常に重要なものです。

子どもが本に親しみ、生涯にわたり読書活動を継続していくようになるには、家庭、地域、学校、市図書館の協働による、子どもの読書環境づくりが欠かせません。

本は、子どもの日常生活の中で友だちのように身近な存在であり、心の成長において必要不可欠なものと考えます。子どもが本と出会い、読書を楽しむことによって、生きる力を付けてほしいという思いを込め、子どもが読書に親しむきっかけづくりや読書環境の整備を推進、充実することを目指し、次の基本理念を掲げます。

子どもの心を育てる 本は人生の友だち！

この基本理念を実現するために、第3次計画で目標とした子ども読書活動推進の取組を引き継ぐとともに、これまでの取組の中で見えてきた課題や、計画期間中の社会情勢の進展に伴う新しい課題、また、「愛知県子供読書活動推進計画（第四次）」の基本目標「家庭、地域、学校等における取組の充実」「子供読書活動推進支援の一層の充実」を踏まえ、2つの基本目標と7つの施策により推進していきます。

2 基本目標

I 家庭・地域・学校・市図書館における読書活動の推進

子どもの読書習慣は、日常的に本を読むことができる環境が整っていることで身に付けることができるものです。

そのため、家庭、地域、学校、市図書館がそれぞれの役割を認識し、子どもが読書に親しむ機会の充実を図ることが必要です。

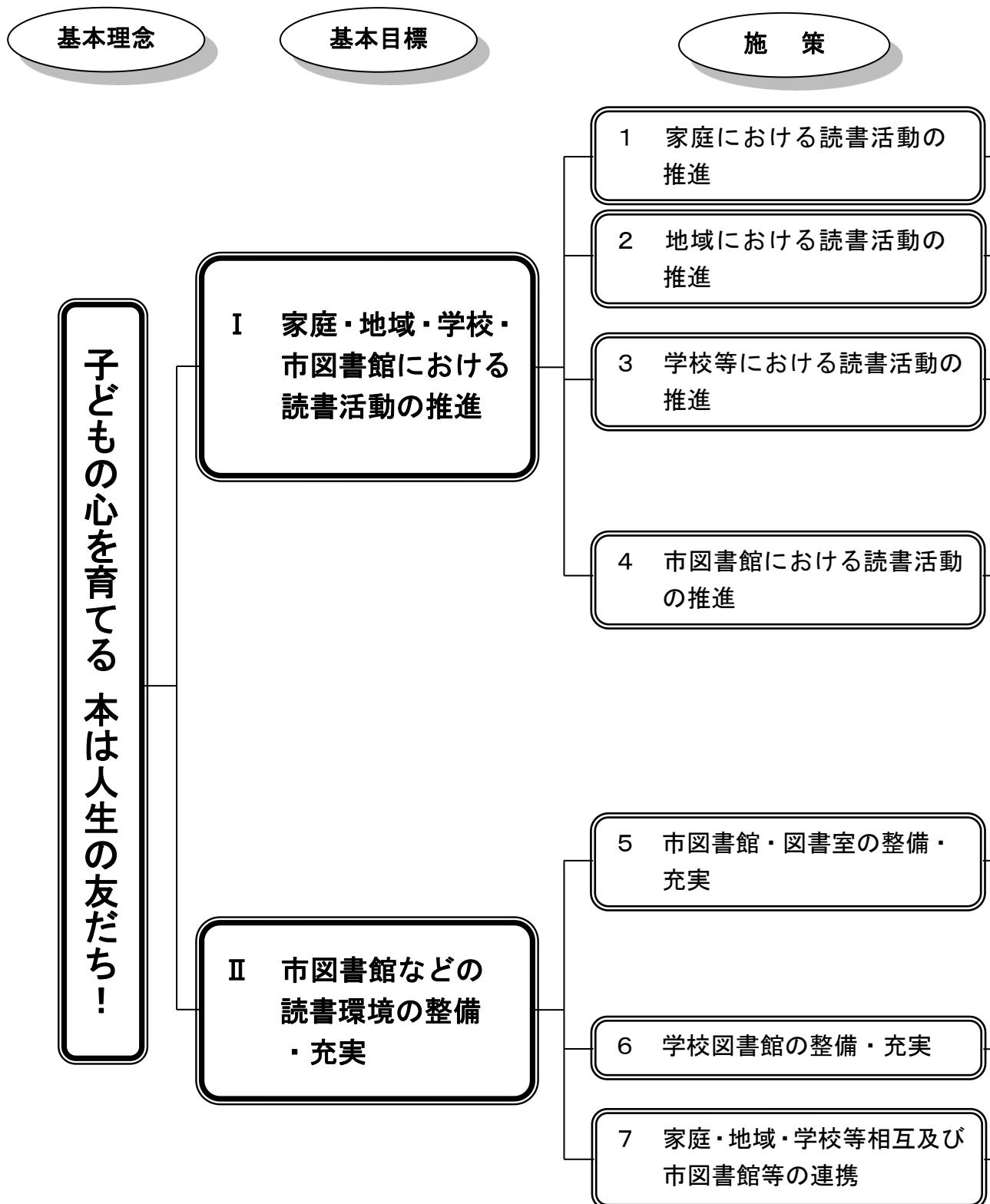
子どもの読書活動の意義や重要性について、子どもを取り巻く全ての関係者の理解と関心を高めるよう、普及啓発事業を積極的に進め、子どもの自主的な読書活動に向けた取組を推進します。

II 市図書館などの読書環境の整備・充実

子どもが自主的に本を読むようになるためには、発達段階に応じて本に親しむことができるような環境づくりを進めることが必要です。

乳幼児期から発達段階に応じて、子どもが興味を持ち感動する本に出会えるような、読書環境の整備、充実を進めます。

3 施策の体系



具体的な取組

- (1) 乳幼児期からの家庭での読書活動の支援
- (2) 家読（うちどく）事業の啓発・推進

- (3) 児童館・公民館等における読書活動の推進
- (4) 放課後児童クラブ等における読書活動の推進
- (5) ボランティアの活動支援

- (6) 幼稚園・保育園等での読書機会の提供・充実
- (7) 学校での読書機会の提供・充実
- (8) 一斉読書を利用した読書習慣の確立と読書時間の確保
- (9) 授業等での読書の活用

- (10) 発達段階に応じた情報の提供や展示等の実施
- (11) 子どもが読書の楽しみに触れる機会の提供
- (12) 読書活動への奨励
- (13) 中学生・高校生等への学習機会の提供
- (14) ボランティア等の学習機会の提供
- (15) ボランティアの活動支援・育成
- (16) ボランティア等との協働・連携
- (17) 中学生・高校生の意見聴取

- (18) 市図書館・図書室の資料の充実
- (19) レファレンスサービスの充実
- (20) ホームページの充実
- (21) ティーンズコーナーの充実
- (22) 障がいのある子どもへのサービスの充実
- (23) 外国語資料等の収集と情報提供
- (24) 子どもや子育て世代向けのコーナーの充実
- (25) 読み聞かせ動画の配信
- (26) 電子書籍についての調査研究

- (27) 読書を楽しめる学校図書館の環境づくり
- (28) 計画的な図書の整備

- (29) 家庭・地域と学校図書館の連携
- (30) 市図書館と学校等の連携
- (31) 市図書館と図書室の連携
- (32) 他公立図書館等との連携

第4章 子ども読書活動推進のための施策

基本目標 I 家庭・地域・学校・市図書館における読書活動の推進

1 家庭における読書活動の推進

(1) 乳幼児期からの家庭での読書活動の支援

多くの家庭で、乳幼児期からの読み聞かせが行われるよう、ブックスタート事業※2を始め、おはなし会等の発達段階に応じた読み聞かせ事業を実施するとともに、年齢に応じた絵本リストを紹介し、保護者への啓発を進め、家庭での読書活動を支援します。

(2) 家読（うちどく）※3事業の啓発・推進

年齢に応じた本や家族全員で読める本、家庭での読書習慣を設ける方法等の情報を提供し、家庭での読書活動について啓発、推進します。

2 地域における読書活動の推進

(3) 児童館・公民館等における読書活動の推進

児童館や公民館等において読み聞かせ等の機会を提供します。

(4) 放課後児童クラブ等における読書活動の推進

小学生が放課後等を過ごす施設に市図書館の団体貸出について周知し、読書活動を推進します。

(5) ボランティアの活動支援

児童館や公民館等において読書活動事業に関する機関やボランティアと協働、連携して読み聞かせ事業を実施し、図書館資料の貸出や情報の共有を図り、活動を支援します。

3 学校等における読書活動の推進

(6) 幼稚園・保育園等での読書機会の提供・充実

幼稚園や保育園等において読み聞かせ等の機会を提供します。絵本や紙芝居等を園に貸出し、本に親しみやすい読書環境の整備に努めます。

(7) 学校での読書機会の提供・充実

読み聞かせやブックトーク※4、子どもの読書週間等での催事など、子どもが読書に興味を持つ機会を提供し、自主的な読書や学習の充実に努めます。

(8) 一斉読書を利用した読書習慣の確立と読書時間の確保

学校での「朝読書」の取組など、子どもが本に親しみ、読書習慣を形成していくための読書活動を推進します。

(9) 授業等での読書の活用

総合的な学習の時間や調べ学習、発展読書※5など、子どもの自主的、自発的な学習を推進し、学校図書館の利用を促進します。

4 市図書館における読書活動の推進

(10) 発達段階に応じた情報の提供や展示等の実施

各年代に沿った推薦本を紹介するブックリストや、子ども図書館だより※6、TC通信※7など年代別のチラシの発行、市図書館ホームページを活用した推薦図書リストやイベント情報の掲示など、さまざまな図書館関係情報を提供し、子どもに図書館を身近に感じてもらえるよう取り組みます。

(11) 子どもが読書の楽しみに触れる機会の提供

子どもが関心を持つテーマに合わせた図書の紹介展示、テーマや年齢に合わせて選書した図書の提供(本の福袋)、子どもの読書週間等に合わせた各種イベント、子ども司書養成講座の実施など、読書の楽しみに触れる機会を提供し、子どもの読書に対する関心を高めます。

(12) 読書活動への奨励

読書の楽しさを知るきっかけづくりとして、小学生を対象に読書手帳を配付し、自分の読書履歴を「見える化」できるようにすることで、読書意欲を高めます。また、読書感想文コンクール、読書感想画コンクールを実施し、優れた作品を表彰します。

(13) 中学生・高校生等への学習機会の提供

中学生や高校生を重点に、読書活動につながる講座等を実施し、本や読書について興味を喚起する学習機会を提供します。

(14) ボランティア等の学習機会の提供

教職員、保育士、ボランティア等を対象に、読み聞かせの技術や知識を高めるため、スキルアップ研修を実施します。

(15) ボランティアの活動支援・育成

ボランティア団体等の活動を市図書館ホームページ等で紹介することで活動の活性化を図り、活動を支援します。また、ボランティア養成講座を実施し、市図書館や公民館等で活動するボランティアを育成します。

(16) ボランティア等との協働・連携

ボランティア団体等と協働し市図書館事業を実施します。また、市図書館の運営や事業等について意見交換し、ボランティアとの連携を図ります。

(17) 中学生・高校生の意見聴取

読書に対する関心を高め、市図書館の利用促進を図るために、さまざまな場をとらえて、中学生や高校生の意見を聞く機会を設けます。

基本目標Ⅱ 市図書館などの読書環境の整備・充実

5 市図書館・図書室の整備・充実

(18) 市図書館・図書室の資料の充実

地域性や利用者ニーズ等を考慮した上で、子どもの年齢に応じた図書を収集し、図書館資料の充実を図ります。

(19) レファレンスサービス^{※8}の充実

子どもが気軽に相談や学習ができるように、レファレンスサービスの充実を図り、適切な情報を収集し提供します。

(20) ホームページの充実

誰もが見やすく分かりやすいホームページを作成し、図書館のイベント情報や新着本の紹介などの情報を提供します。

(21) ティーンズコーナーの充実

中学生や高校生の利用促進を図るために、T C通信を発行するとともに、中学生や高校生の意見を取り入れながら、ティーンズコーナーの充実を図ります。

(22) 障がいのある子どもへのサービスの充実

録音図書、点字図書、大活字図書、L Lブック^{※9}等の整備に努め、読書に障がいのある子どもの読書活動を支援します。

(23) 外国語資料等の収集と情報提供

子ども向けの外国語資料を収集するとともに、やさしい日本語による情報を提供します。

(24) 子どもや子育て世代向けのコーナーの充実

子どもや子育て世代向けに、世代を超えて親しまれている名作絵本等「読み継がれる絵本」を紹介し、子どもやその保護者が読書に親しむ機会の充実を図ります。

(25) 読み聞かせ動画の配信

市に伝わるお話等の読み聞かせ動画を配信し、郷土への興味や関心を高めるとともに、インターネットを活用した本に親しむ機会を提供します。

(26) 電子書籍についての調査研究

新たな図書館のあり方として、電子書籍導入の有効性等について調査研究します。

6 学校図書館の整備・充実

(27) 読書を楽しめる学校図書館の環境づくり

子どもが自由な雰囲気で読書を楽しめるよう、学校図書館ボランティアと連携して、学校図書館の館内掲示や、児童生徒が興味を持つことができる展示を工夫するなど、魅力ある学校図書館の環境づくりに努めます。

(28) 計画的な図書の整備

学校図書館図書標準の充足を図るとともに、子どもが求める学校図書館資料の整備を進めます。

7 家庭・地域・学校等相互及び市図書館等の連携

(29) 家庭・地域と学校図書館の連携

学校図書館の館内掲示や図書の紹介展示の工夫、読み聞かせなど、学校図書館ボランティアと連携して、子どもが読書に興味を持つ機会の提供や、「学校図書館だより」での推薦図書等の情報の提供に努めます。

(30) 市図書館と学校等の連携

資料の収集や提供、読書活動に関する情報交換や、調べ学習のための図書館所蔵資料の貸出等、学校等の読書活動を支援します。

(31) 市図書館と図書室の連携

定期的に高蔵寺まなびと交流センター図書館や公民館等の図書室と利用方法などの情報交換を行い、サービスの向上を図ります。

(32) 他公立図書館等との連携

他公立図書館、大学図書館との情報交換や図書等の相互貸借等をとおして、読書活動を推進します。

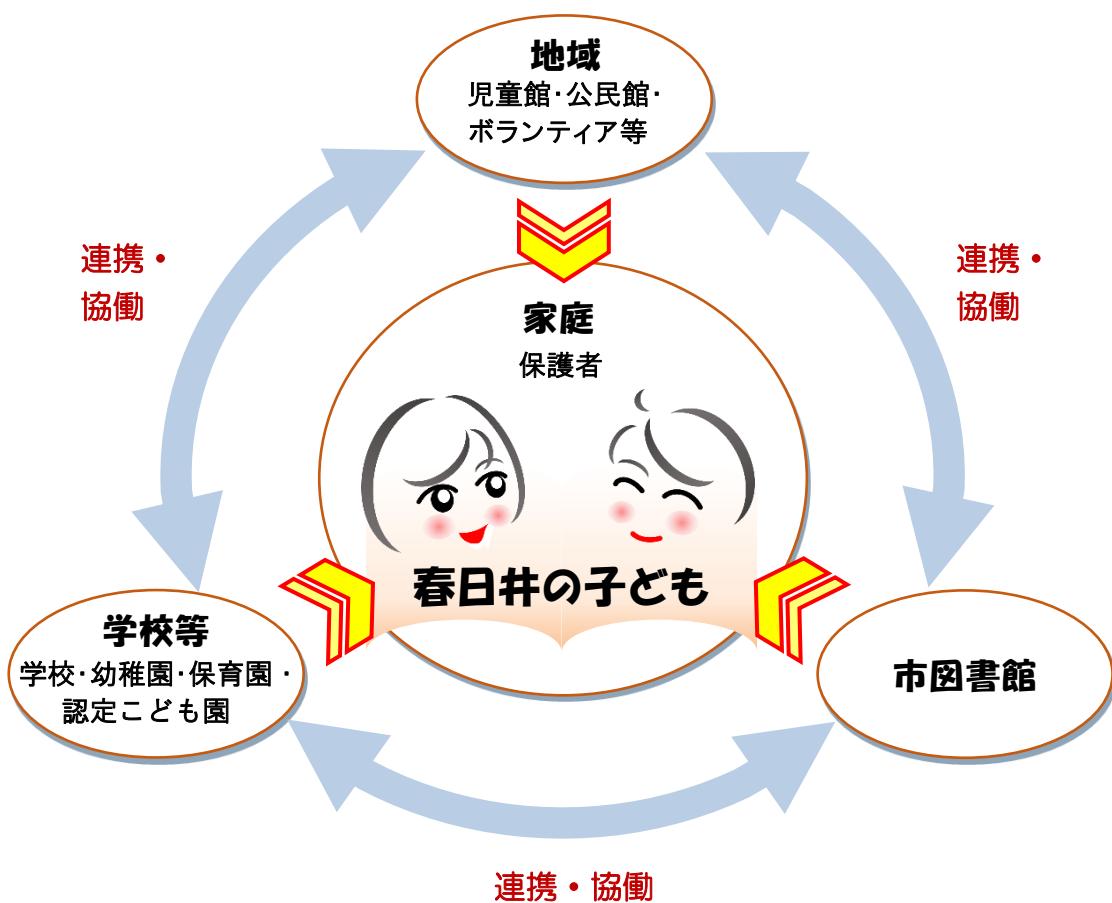
-
- ※2 乳児検診等の機会に受診した親子に対し、赤ちゃんと絵本に親しむことの大切さや楽しさを保護者に伝えながら、絵本の読み聞かせのアドバイスなどの資料を配布する事業
 - ※3 子どもを中心に家族で同じ本を読んだり、読んだ本の感想などを話し合ったりすることで、コミュニケーションを深めることを目的とした読書運動
 - ※4 一定のテーマを決めて、何冊かの本の内容について工夫を凝らして紹介し、本の面白さを伝え読書意欲を起こさせる活動
 - ※5 国語等の授業で取り扱った作品や作者に関連する別の本を紹介し、学校図書館を活用して読書活動をすること
 - ※6 幼児やその保護者を対象に、幼児向けの図書や図書館での催事等を紹介する市図書館の発行物
 - ※7 中学生、高校生を対象に、中学生、高校生向けの図書や図書館での催事等を紹介する市図書館の発行物
 - ※8 利用者が必要とする情報、資料などの求めに応じて、情報そのものあるいはそのために必要とされる資料を検索、提供、回答したり、需要の多い質問に対してあらかじめ、書誌、索引などの必要な資料を準備、作成したりする業務
 - ※9 L Lとは、スウェーデン語の Lättläst の略で、「やさしく読みやすい」を意味する。知的障害、学習障害のある人や外国人が読みやすいよう、やさしい言葉や絵、写真などを使って分かりやすく書かれた本

第5章 計画の推進

1 関係機関・団体との連携・協働による推進

子ども読書活動の推進には、関係機関や団体等がその重要性を認識し、相互に連携、協働しながら取り組むことが重要です。市図書館、学校図書館、地域ボランティア等、関係者それぞれが各自の役割を果たしていくため、相互の連携を図り、計画を推進していきます。

【子どもの読書活動を推進する体制】



2 計画の実施状況の点検・評価

計画の目標を実現するためには、その達成状況などについて、家庭、地域、学校等、市図書館で共有していく必要があります。

そのため、計画を適切に進行管理し、推進していくために、計画の実施状況を点検、評価の上、春日井市図書館協議会で報告し、提言を受けます。結果はホームページ等により公表します。

各施策の取組については、P(計画)、D(実施)、C(点検、評価、公表)、A(見直し、改善)を基本とするマネジメントシステムにより、進行管理を行います。

【計画の推進及び進行管理の仕組】

